



据置型Wi-Fiルーターの解約トラブルが増えています

据置型Wi-Fiルーターとは、工事不要で、コンセントに挿すだけでインターネット環境を整えることができる機器のことです。

利用する際は、通信回線とルーターの購入（又はレンタル）の2つの契約をすることになります。月額料金の合計だけでなく、それぞれの契約内容をよく確認しましょう。

【事例1】

携帯ショップで、プランの見直しを勧められた。「携帯電話料金が安くなる」と言うので据置型Wi-Fiルーターの契約をした。帰宅後家族に反対されたので、翌日キャンセルを申し出たが「できない」と言われた。

【事例2】

機種変更で家電量販店の携帯電話コーナーに行った。インターネットの話をされて「実質無料」と言うので、よくわからないまま据置型Wi-Fiルーターの契約をした。数か月後、携帯電話代が高くなっていることに気づき確認したら、Wi-Fiの通信費が発生していた。解約を申し出たら、ルーター代6万円を請求された。

【アドバイス】

▼ルーターの契約では多くの場合、分割払いの購入契約になっています。一定期間、通信費からルーターの分割代金を割り引くサービスを受けるとルーター代が「実質無料」になりますが、期間中に解約すると、割引サービスが終了するためルーターの分割代金の残りを請求されます。ルーターの価格や支払方法を必ず確認しましょう。

▼8日間はキャンセルできると説明されても、「電波状況に問題がある、または説明や書面に問題があると認められた場合」などの条件があったり、通信契約しか解除できない場合があるので注意が必要です。万が一キャンセルしたいと思ったときの条件もよく確認しましょう。

▼通信契約は、回線、機器、オプションなど複数の契約が組み合わされて、非常に複雑で難しい契約です。分からないことはそのままにせず、説明を求めて確認しましょう。

安くなると勧められてもその場では契約せず、身近な人にも相談をして、よく検討し納得したうえで契約しましょう。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）